

(令和元年8月22日第1回総会決定)

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会

総会から常任委員会への委任事項

いちご一会とちぎ国体矢板市実行委員会会則第11条第4項第5号の規定に基づく常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 競技会の開催に係る計画に関すること。
- 2 競技会場及び競技運営に関すること。
- 3 広報及び市民運動に関すること。
- 4 宿泊及び衛生に関すること。
- 5 輸送、交通、警備、消防防災及び安全に関すること。
- 6 その他競技会の開催に必要な事項に関すること。